

付 錄

工業統計調査規則 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号  
最終改正昭和60年9月20日通商産業省令第36号

## (省令の目的)

**第1条** 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

## (調査の目的)

**第2条** 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## (調査の期日)

**第3条** 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

## (調査の範囲)

**第4条** 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基く日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所について行う。ただし、国及び公共企業体に属する事業所を除く。

## (調査の種類)

**第5条** 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。

1 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

2 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 丙調査は、前条の調査の範囲のうち本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店であるものについて行う。

## (調査事項)

**第6条** 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 事業内容

6 他事業所の有無

7 経営組織

8 従業者数

9 常用労働者毎月末現在数合計

10 現金給与総額

11 原材料及び燃料使用額

12 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額

13 電力使用額

14 委託生産費

15 主要原材料名

16 作業工程

17 主要製品名

18 製造品並びにくず及び廃物出荷額

19 製造品在庫額

20 加工費及び修理料収入額

21 内国消費税額

22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

23 敷地面積及び建築面積

24 工業用水使用量

## (調査票の様式)

**第7条** 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

## (申告義務)

**第8条** 第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

## (準備調査)

**第9条** 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

## (調査の方法)

**第10条** 工業調査は、統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

## (第11条 削除)

## (調査票等の提出)

**第12条** 申告義務者は、調査票1部に所定の事項を記入し、記名押印して、これを市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

**第13条** 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

**第14条** 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

## (調査の指揮監督)

**第15条** 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

## (第16条 削除)

## (工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

**第17条** 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

**第18条** 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠りその他不都合の行為があったときは、解任することができる。

## (実地調査)

**第19条** 統計官、統計主事その他工業統計調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならぬ。

1 現金給与総額

2 原材料及び燃料使用額

3 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛け品額

4 電力使用額

## 5 委託生産費

6 製造品並びにくず及び廃物出荷額

7 製造品在庫額

8 加工費及び修理料収入額

9 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

10 敷地面積及び建築面積

11 工業用水使用量

## (集計及び公表)

**第20条** 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

## (調査票の使用)

**第21条** 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。（調査票等の保存期間）

**第22条** 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

## 附 則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（本規則は、昭和60年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。）

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について昭和59年12月31日現在において行う乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

6 昭和60年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、内調査は行わない。

## 附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業（手袋を除く）、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業





## 1・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業員規模	(12月末現在)						(金額単位:万円)		頁
事業所数	従業者数						合計(人)	延常用労働者(人)	内国消費税額	頁	
	常用労働者	常用労働者(管理・事務)	個人事業主及び家族従業者		合計(人)	合計(人)					
男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)						
製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計		
原材料使用額	燃料使用額	購入電力使用額	委託生産費	合計							
有形固定資産額	(9人以下を除く)										
除却額	減価償却額	建設仮勘定	土地取得額			取 得 額 (新規)					
土地	土地以外のもの	増加額	減少額			土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)	(機械及び装置)	(その他)		
有形固定資産額(9人以下を除く)						在庫額	*				
取 得 額 (中古)						年 初 在 庫 額					
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)	(機械及び装置)	(その他の)			製 造 品	半 製 品 及 び 仕 払 品				
在庫額*	年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額	事業所敷地面積(m <sup>2</sup> )	事業所建築面積(m <sup>2</sup> )	事業所延床面積(m <sup>2</sup> )	用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )					
年 末 在 庫 額	(従業者29人以下)	(従業者29人以下)									
原材料及び燃料	合 計										
用 地 取 得 面 積 (m <sup>2</sup> )											
水	源	別	用	水	量 (m <sup>3</sup> /日)						
公共水道			淡	水							
工業用水道	上水道		地表水・伏流水	井戸水	そ の 他	回 収 水	合 計				
用 途 別 用 水 量											
海水	生産額	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産総額(9人以下を除く)	有形固定資産年末現在高(9人以下を除く)	付加価値率(%)	現金給与率(%)	原 料 料 率(%)			
そ の 他	合 計										
分配率(%)	従業者一人当たり										
	現金給与総額	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数(人)	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額		

昭和 60 年

## 工業統計表 品目編

昭和 62 年 7 月 20 日 印刷

昭和 62 年 7 月 30 日 発行

## 3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	(金額単位:万円)						頁
事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等	加工賃収入額	修理料収入額			
製造品出荷額等	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	内国消費税額	生産額	付加価値額	粗付加価値額		

編集者 通商産業大臣官房調査統計部  
東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話 03(501) 1511

印刷大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門 2-2-4

電話 03(587) 4285~4287

(業務部図書課ダイヤルイン)